

居宅介護支援 重要事項説明書

ケアマネステーションわのうちは、安八郡広域連合の指定を受けた居宅介護支援事業者です。当事業所はご契約者に対して、指定居宅介護支援サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容等、契約上ご注意ください
いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会
所 在 地	〒503-0204 岐阜県安八郡輪之内町四郷2537番地の1
電 話 番 号	0584-69-4433
代 表 者 氏 名	会長 神戸 孝司

2. 事業所

① 名称、所在地等

名 称	ケアマネステーションわのうち
所 在 地	〒503-0204 岐阜県安八郡輪之内町四郷2537番地の1
電 話 番 号	0584-69-5150（24時間対応）
指 定 事 業 所 番 号	岐阜県2172500114号
管 理 者	中津 敏郎
サ ー ビ ス 提 供 地 域	輪之内町

② 職員体制

職 種	人 員
管 理 者	1名（常勤・兼務）
主任介護支援専門員	1名（常勤）
介護支援専門員	2名（うち1名兼務）

③ 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日 但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分

④ 運営の方針

ケアマネステーションわのうちは、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営します。

- ・ 要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ・ 利用者の選択に基づき、総合的かつ効率的にサービスが提供されるようにいたします。
- ・ 常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。居宅介護支援サービス利用割合等については【重要事項説明書別紙】のとおりです。
- ・ 事業の実施にあたっては、市町村、医療機関、居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ・ 調査（課題分析）の方法は居宅サービス計画ガイドライン方式を用います。
- ・ 当事業所は介護支援専門員の教育研修を重視し、提供する指定居宅介護支援の質について、常にその向上に努めます。

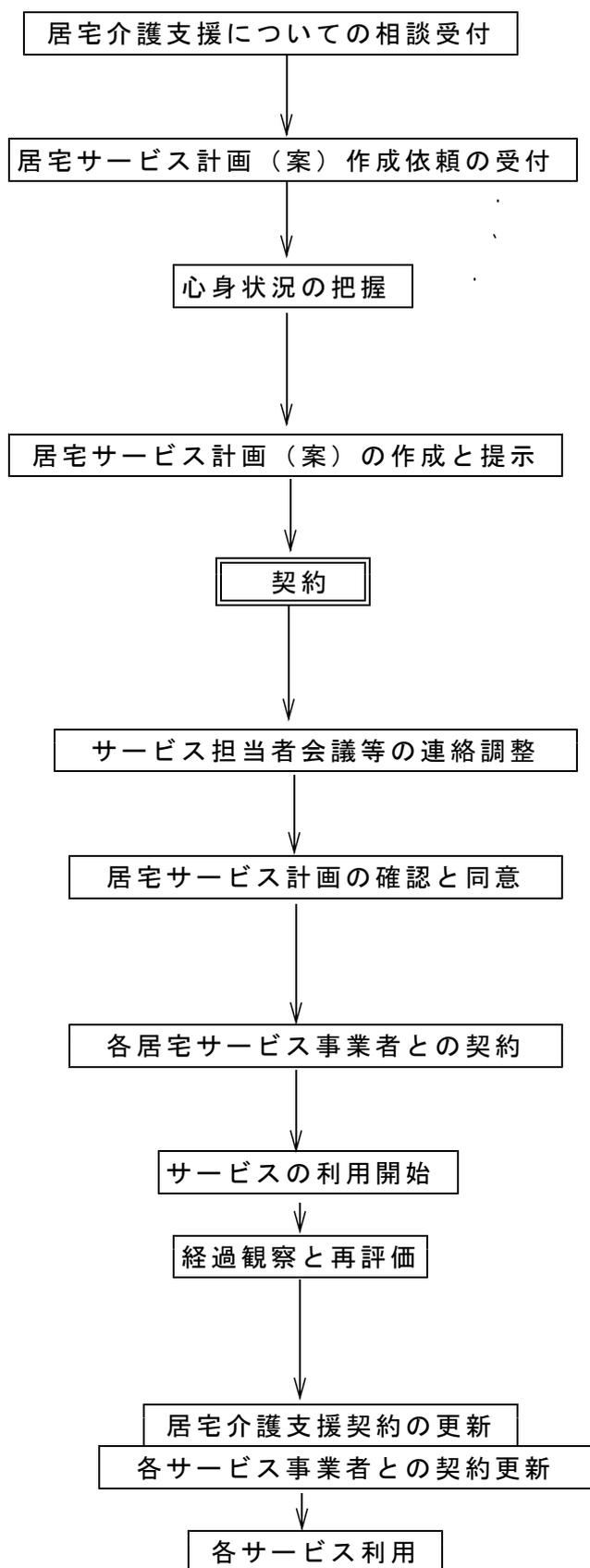
⑤ 個人情報使用について

- ・ 利用者およびそのご家族の個人情報については、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取扱い、関係機関等と連携を図る等正当な理由がない場合以外には開示しません。
- ・ 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ・ サービス提供上知り得た利用者およびそのご家族の個人情報については、守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。またその守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。

⑥ 事故発生時の対応

- ・ 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

3. 申し込みからサービス提供までの流れ



- ・ 来所または、お電話でご相談ください。
- ・ 当事業所の概要やサービス内容についてご説明します。（重要事項説明書）
- ・ 居宅サービス計画（案）作成の申込みをお受けします。
- ・ 担当介護支援専門員がお宅を訪問し、情報の収集ならびにご利用者、ご家族のご要望をお聞きします。
- ・ 担当の介護支援専門員が居宅サービス計画（案）の内容とご利用に係る負担額等、具体的にご説明します。さらに、ご要望があればお聞かせください。
- ・ ご利用者と当事業所との間で「居宅介護支援契約書」を交わします。
- ・ 担当介護支援専門員が居宅サービス計画（案）に沿って、主治医、各サービス事業者と連絡調整をします。
- ・ 担当介護支援専門員が居宅サービス計画についてご説明をします。最終的なご確認をお願いします。
- ・ ここでの契約は、居宅サービス計画に基づいて提供される、それぞれのサービス事業者とご利用者の間で個別にお取り交わしてください。
- ・ 各サービス事業者からの報告や、担当介護支援専門員による訪問や電話連絡を通じてサービスの提供状況を把握し、必要に応じて計画の変更や要介護区分変更申請等のサービスを提供します。
- ・ 要介護認定の有効期限に合わせて契約を更新します。
（当事業所との契約は1週間以上の予告をもってキャンセルできます。）

4. 感染症対策

事業者は、感染症の発生防止及びまん延防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

5. 虐待の防止

事業者は、虐待の防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。また、対策が適切に実施するための担当者を置きます。

6. 身体拘束等の原則禁止

原則として、利用者の行動を制限するような身体拘束は行いません。ただし、やむを得ない場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

7. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるとともに、定期的に見直しを行います。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

8. ハラスメント対策

- ① 事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりをめざします。
- ② 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

9. 病院の入退院時について

入院または退院について分かり次第、担当の介護支援専門員にご連絡ください。また、病院へは担当の介護支援専門員に関わる情報をお知らせください。

10. 相談窓口・苦情対応

- ① サービスに関する相談・苦情については、事業者の次の窓口で対応いたします。

・相談受付窓口

ケアマネステーションわのうち 介護支援専門員

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く

・ 苦情受付窓口

社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会 事務局

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く

②公的機関においても、苦情申出等ができます。

・ 輪之内町役場 介護保険担当窓口

TEL (0584) 69-3111

・ 安八郡広域連合 (安八町中須410-1)

TEL (0584) 63-2050

・ 岐阜県国民健康保険団体連合会 (岐阜市下奈良2丁目2番1号)

TEL (058) 273-1111

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業所

所在地 安八郡輪之内町四郷2537番地の1

事業所名 ケアマネステーションわのうち

説明者

印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、サービスの提供開始、個人情報の使用に同意します。

利用者

住所 安八郡輪之内町

氏名

印

代理人（選任した場合）

住所 安八郡輪之内町

氏名

印（続柄： ）